

「脳科学と倫理」プログラム・邦訳文献講読
「ガザニガ『脳の中の倫理』を読む」第2回

第1章 「胚はいつから人になるのか」

妊娠中絶という古典的な場面に加え、近年では早期胚から作られる ES 細胞（いわゆる万能細胞）の医学的・学術的利用の可能性が広がるにつれて、「胚が人と見なされうる時期」を決定することはますます重要な実践的課題となっている。著者は、この決定の基準として三つの異なる見方を挙げている。

- (1) 潜在性・不連続性を重視する立場：胚は人となる潜在性を持ち、受精卵から出生までは連続しており境界は存在しない以上、胚を殺したり技術的に利用することは殺人や奴隷化に等しい。
- (2) 意図を重視する立場：胚を人と見なすか否かは、何らかの権能を持つ者（胚の提供者や所有者）がそれを人にまで育てる意図があるかどうかによって依存する。
- (3) 不連続性を重視する立場：何らかの「客観的」な基準によって、「胚が人になる」時期を決定できる。

著者自身は□の立場を取り、なおかつその境界線としては「胚の神経系の発達度」が最も適切であると言う。なぜなら、脳・神経系の高度な機能こそが「人を人たらしめている」と考えられるからである。

もちろん、この基本方針を認めたとしても、次には「いかなる発達段階を境界として認めるのか」という新たな問題が生じる。著者もまた、医療目的には受精後 14 日まで、法的な人格は 23 週目から、という在来の基準を追認するに留まっている。しかも、この 23 週目というのはむしろ「胎児が適切な処置のもと母体外で生きられるようになる」ことによる基準であり、この事実と脳の発達度との相関は必ずしも明らかにされていないのではないかと、という疑問が参加者から提起された。

また、生命の連続性と差異に関するもう一つ別の問い、つまり「動物と人の境界」という問題にも脳・神経科学的基準を持ち込むならば、私たちは一種のダブルスタンダードを免れないだろう。なぜなら、人として保護すべき受精後 23 週目の胎児と実験の犠牲に供されるアカゲザルの成体とを比べれば、恐らく総体としては後者の脳の方がはるかに複雑かつ活発に機能しているだろうからだ。

いずれにせよ、脳・神経科学的知見を「人であること」の基準として一元的に用いることはできず、これは著者も認めるところである。

(串田)